

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則を公布する。

平成18年6月19日

京都市長 榎本 頼 兼

京都市規則第25号

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を改正する規則

京都市消防団員等公務災害等補償条例施行規則の一部を次のように改正する。

第3条第1項表以外の部分中「身体障害」を「障害」に改め、同条第2項各号列記以外の部分中「の各号」を削る。

第7条各号列記以外の部分中「の各号」を削り、同条第1号中「監獄」を「刑事施設」に改める。

第7条の2の見出し中「身体障害者療護施設」を「障害者支援施設」に改め、同条各号列記以外の部分中「第9条の2第1項第2号」を「第9条の2第1項第3号」に改め、「の各号」を削る。

第15条本文中「身体障害」を「障害」に改める。

第19条の表消防団員等公務災害等補償年金証書の項を削り、同表身体障害の現状報告書の項中「身体障害の現状報告書」を「障害の現状報告書」に、「第6号様式」を「第

5号様式」に改め、同表中

第7号様式
第8号様式
第9号様式
第10号様式
第11号様式
第12号様式

を

第6号様式
第7号様式
第8号様式
第9号様式
第10号様式
第11号様式

に改める。

附則第2項各号列記以外の部分及び第3項各号列記以外の部分中「身体障害の等級」を「傷病等級」に改め、「の各号」を削る。

第4号様式1注以外の部分中「身体障害」を「傷病等級又は障害」に改め、同様式2

注以外の部分中「身体障害」を「障害」に、「行つた」を「行った」に改める。

第5号様式を削る。

第6号様式注以外の部分中「身体障害の現状報告書」を「障害の現状報告書」に、「とお
り身体障害」を「とおり障害」に、「身体障害の等級」を「傷病等級又は障害の等級」
に、「身体障害の状況」を「障害の状況」に、「身体障害の種類」を「障害の種類」に、
「及び身体障害」を「及び障害」に、「よって」を「より」に改め、同様式注2中「※印
の欄は」を「報告者は、※印の欄には」に改め、同様式注3中「身体障害」を「障害」
に改め、同様式を第5号様式とする。

第7号様式注以外の部分及び注2(2)中「身体障害」を「障害」に改め、同様式を第6
号様式とする。

第8号様式1中「身体障害の等級に」を「傷病等級に」に、

身体障害の 等級
支給決定日
身体障害の 等級

を

「

傷病等級

支給決定日

障害の等級

」

に改め、同様式を第7号様式とする。

第9号様式1中「身体障害の等級」を「傷病等級」に改め、同様式を第8号様式とす
る。

第10号様式1中「身体障害」を「障害」に改め、同様式を第9号様式とする。

第11号様式を第10号様式とし、第12号様式を第11号様式とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第7条の2の改正規定は、平成18年

10月1日から施行する。

(消防局総務部庶務課)